

ドイツ・会計税務ニュースレター

第 34 回 税務

グループ内貸付における移転価格課税の厳格化

2024 年 6 月

はじめに

ドイツ外国税法（Außensteuergesetz – AStG）の改正により、グループ間のクロスボーダー融資の課税上の取り扱いについて大きな変更がなされました。本稿では、新しい規則の概要をご紹介します。

※ 本稿は、Grant Thornton AG（グラントソントン・ドイツ）が作成したものを、和訳・編集したものです。原文（英語）は[こちら](#)をご参照ください。

Contents

- ・ 背景
- ・ クロスボーダーのグループ内貸付に係る利息費用の損金算入の要件
- ・ グループファイナンスの機能とリスク
- ・ 融資条件の見直しと移転価格文書の整備

背景

[第 30 回](#) ニュースレターでお伝えした通り、長い協議を経て、2024 年 3 月 28 日に成長機会法（Wachstumschancengesetz）が発効しました。当初の法案と比べて大幅に縮小したものの、企業にとって重要な改正が多く含まれています。

移転価格の分野では、2024 課税年度より関係会社間融資の取り扱いに変更が生じます。新たに追加された AStG 第 1 条 3d 項に利息費用の損金算入の要件が定められた結果、今後は原則として、グループ内貸付の利率をグループの格付けから導かれる利率以下とする必要があります。また、AStG 第 1 条 3e 項では、グループ内の金融会社が有する機能とリスクについても言及されています。

これらの変更は、2024 年より前に締結された既存の融資にも適用される点にご注意ください。企業は自社の融資条件が AStG の新たな要件に合致しているかを早期に確認する必要があります。

クロスボーダーのグループ内貸付に係る利息費用の損金算入の要件

AStG 第 1 条 3d 項によると、グループ内のクロスボーダー融資において、資金の借入先である納税者が、以下のすべての要件を満たしている場合にのみ、利息費用の損金算入が可能です。

- 納税者が借入の当初から、借入期間の利息と元本の返済能力を有していること（債務返済能力テスト）
- 資金調達が必要なものであること（事業目的テスト）
- グループ内融資の金利が、そのグループの格付けにより第三者から資金調達できる金利を超えていないこと¹（グループ金利テスト）

これらの要件を満たしていることの立証責任は納税者にあります。

グループファイナンスの機能とリスク

OECD 移転価格ガイドライン 2022 年版の第 10 章「金融取引の移転価格に係る側面」の推奨事項と概ね整合する形で、AStG 第 1 条 3e 項も追加されました。ここでは、グループ内でファイナンス機能を有する会社が行う流動性管理、財務リスク管理、為替リスク管理、及び資金調達の仲介といった活動は、一般的に機能とリスクが限定的なサービスとみなされると規定しています。通常、グループ内キャッシュプーリングは当該要件を満たすと考えられます。

ただし、納税者が機能リスク分析により、自社のファイナンス部門がより複雑な機能を有し、より多くのリスクを負っているとの反証をすることは可能です。

¹ グループの格付けとは異なる信用格付け（グループの格付けから派生したもの）による利息が独立企業間価格であることが証明できる場合を除く

融資条件の見直しと移転価格文書の整備

今後の税務調査では、特に AStG 第 1 条 3d 項に関連した議論が生じる可能性があると考えています。債務返済能力テストやグループ金利テストに関連する質問に対処するために、自社の信用格付けを過去のデータのみで決定するのではなく、予算や将来予測も考慮して決定することをお勧めします。予算はローンの全期間をカバーしていることが理想です。借手の返済能力についても明示が必要になります。

自社のグループ内ファイナンスの機能とリスクを再定義したうえで、既存のグループ内ローンの条件を再検討することも必要です。そのうえで、移転価格文書で事業目的テストについて詳述し、ローン金利が独立企業間での条件と整合していることの説明を含めることをお勧めします。

お問い合わせ先

Grant Thornton AG（グラントソントン・ドイツ）では、ドイツに進出する日系企業のために、デュッセルドルフ・オフィスにジャパングデスクを設けています。監査・保証業務、税務申告、給与計算、記帳代行、M&A トランザクションアドバイザー、内部統制構築支援、事業戦略コンサルティングなど、各種の会計税務サービスをご提供しています。

担当者



井上 広志 Hiroshi Inoue

Grant Thornton AG | Head of Japan Desk | Partner

公認会計士（日本）

E hiroshi.inoue@de.gt.com

W grantthornton.de

Disclaimer

本文書の正確性、適切性には慎重を期しておりますが、いかなる保証も与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書で提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法律的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。